

○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改正後	改正前
<p>B 基本ガイドライン</p> <p>（取締役等以外の者を含めた者を対象とする株券等又は新株予約権証券等の付与）</p> <p><u>4-2</u> 次に掲げる場合には、令第2条の12各号に規定する場合に該当しないことに留意する。</p> <p>① 会社が取締役等（当該会社又は当該会社に関する会社として開示府令第2条第1項に定める会社の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人をいう。以下①において同じ。）に取締役等以外の者を含めた者を対象として株券等（令第2条の12第1号に規定する株券等をいう。）を付与する場合</p> <p>② 会社が取締役等（当該会社又は当該会社に関する会社として開示府令第2条第3項に定める会社の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人をいう。以下②において同じ。）に取締役等以外の者を含めた者を対象として新株予約権証券等（令第2条の12第2号に規定する新株予約権証券等をいう。）を付与する場合</p> <p>（勧誘の相手方と提出会社との間の株券の譲渡等に関する取決め）</p> <p><u>24の5-14-2</u> 開示府令第19条第2項第2号の2イ（5）に規定する「勧誘の相手方と提出会社との取決めの内容」とは、例えば、譲渡制限期間、譲渡制限の解除の条件、提出会社による無償取得などの取決めがある場合の当該取決めにいう。</p> <p>（譲渡についての制限がされている株券の管理方法）</p> <p><u>24の5-14-3</u> 開示府令第19条第2項第2号の2イ（6）に規定する「当該株券が譲渡についての制限がされていない他の株券と分別して管理される方法」の記載に当たっては、当該株券を管理する第一種金融商品取引業者における具体的な管理の内容について記載することに留意する。</p> <p>（監査公認会計士等の異動理由及び経緯）</p> <p><u>24の5-23-2</u> 開示府令第19条第2項第9号の4ハ（4）に規定する監査公認会計士等の異動に至った理由及び経緯には、実質的な異動理由（異動が任期満了時である場合は、当該監査公認会計士等が監査を継続しない理由）及び経緯（期中に退任する場合には、期中であるにもかかわらず退任することとなった経緯）について詳細に記載することに留意する。</p> <p>(1) 実質的な異動理由としては、例えば次に掲げる事項（複数可）について詳細に記載することに留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 連結グループでの監査公認会計士等の統一 ② 海外展開のため国際的なネットワークを有する監査公認会計士等へ異動 ③ 監査公認会計士等の対応の適時性や人員への不満 ④ 監査報酬 ⑤ 継続監査期間 ⑥ 監査期間中に直面した困難な状況 ⑦ 会計・監査上の見解相違 ⑧ 会計不祥事の発生 ⑨ 企業環境の変化等による監査リスクの高まり 	<p>B 基本ガイドライン</p> <p>（取締役等以外の者を含めた者を対象とするストックオプション）</p> <p><u>4-2</u> 会社が取締役等（当該会社又は当該会社に関する会社として開示府令第2条第2項に定める会社の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人をいう。以下4-2において同じ。）に当該取締役等以外の者を含めた者を対象として新株予約権証券を付与する場合には、令第2条の12に定める場合に該当しないことに留意する。</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p>

- ⑩ その他異動理由として重要と考えられるもの
- (2) 経緯としては、当該監査公認会計士等とのやり取りについて詳細に記載することに留意する。